

文教くらし委員会記録

開催日時 令和3年6月29日(火) 13:03~15:07

開催場所 第2委員会室

出席委員 8名

尾崎 充典 委員長

中村 昭 副委員長

亀甲 義明 委員

乾 浩之 委員

阪口 保 委員

米田 忠則 委員

出口 武男 委員

今井 光子 委員

欠席委員 なし

出席理事者 吉田 文化・教育・くらし創造部長

金剛 こども・女性局長

吉田 教育長 ほか、関係職員

傍聴者 3名

議 事

(1) 議案の審査について

令和3年度

議第68号 奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部
を改正する条例 (文教くらし委員会所管分)

議第69号 奈良県婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部
を改正する条例

報第1号 令和2年度奈良県一般会計予算繰越計算書の報告について
令和2年度奈良県一般会計予算繰越明許費繰越計算書
(文教くらし委員会所管分)

令和2年度奈良県一般会計予算事故繰越し繰越計算書
(文教くらし委員会所管分)

報第4号 公益財団法人奈良県人権センターの経営状況の報告について

報第 5号 公益財団法人奈良県生活衛生営業指導センターの経営状況の報告について

報第 19号 地方自治法第 179条第 1項の規定による専決処分の報告について

令和 3年度奈良県一般会計補正予算（第 1号）

（文教くらし委員会所管分）

令和 3年度奈良県一般会計補正予算（第 2号）

（文教くらし委員会所管分）

（2）その他

<会議の経過>

○尾崎委員長 ただいまから文教くらし委員会を開会いたします。

今定例会においては、密集、密接を避けるため、各委員会室の傍聴人を 5人に制限しておりますので、ご了承ください。

それでは、案件に入ります前に、常時出席を求める理事者の変更についてであります。

今般の組織の見直し等により出席要求する理事者を変更する必要が生じたので、お手元に配付しています資料のとおり変更し、出席要求をしていますので、ご了承願います。

次に、4月 1日付で理事者に異動がありましたので、文化・教育・くらし創造部長、子ども・女性局長の順に、異動のあった職員の紹介をお願いします。

○吉田文化・教育・くらし創造部長 それでは、私から、文化・教育・くらし創造部の 4月 1日付で異動のあった職員を紹介させていただきます。

武内文化・教育・くらし創造部理事（文化政策担当）です。

○武内文化・教育・くらし創造部理事（文化政策担当） 武内です。よろしく願います。

○吉田文化・教育・くらし創造部長 続きまして、水谷文化・教育・くらし創造部次長（企画管理室長事務取扱）です。

○水谷文化・教育・くらし創造部次長（企画管理室長事務取扱） 水谷です。どうぞよろしく願います。

○吉田文化・教育・くらし創造部長 三原文化・教育・くらし創造部次長（なら歴史芸術文化村担当）です。

○三原文化・教育・くらし創造部次長（なら歴史芸術文化村担当） 三原です。どうぞ
よろしくお願ひします。

○吉田文化・教育・くらし創造部長 山口文化・教育・くらし創造部次長（大和平野中
央プロジェクト担当）兼地域デザイン推進局次長です。

○山口文化・教育・くらし創造部次長（大和平野中央プロジェクト担当）兼地域デザイ
ン推進局次長 山口です。よろしくお願ひします。

○吉田文化・教育・くらし創造部長 馬場なら歴史芸術文化村整備推進室長です。

○馬場なら歴史芸術文化村整備推進室長 馬場です。よろしくお願ひします。

○吉田文化・教育・くらし創造部長 辰巳文化振興課長です。

○辰巳文化振興課長 辰巳です。どうぞよろしくお願ひします。

○吉田文化・教育・くらし創造部長 中川文化資源活用課長です。

○中川文化資源活用課長 中川です。よろしくお願ひします。

○吉田文化・教育・くらし創造部長 山田青少年・社会活動推進課長です。

○山田青少年・社会活動推進課長 山田です。どうぞよろしくお願ひします。

○吉田文化・教育・くらし創造部長 勝井人権施策課長です。

○勝井人権施策課長 勝井です。どうぞよろしくお願ひします。

○吉田文化・教育・くらし創造部長 木村スポーツ振興課長兼国民スポーツ大会・全国
障害者スポーツ大会準備室長です。

○木村スポーツ振興課長兼国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会準備室長 木村
です。引き続きどうぞよろしくお願ひします。

○吉田文化・教育・くらし創造部長 常田消費・生活安全課長です。

○常田消費・生活安全課長 常田です。どうぞよろしくお願ひします。

○吉田文化・教育・くらし創造部長 以上です。どうぞよろしくお願ひします。

○金剛こども・女性局長 こども・女性局の異動のあった職員を紹介させていただきます。
す。

堀内こども家庭課長です。

○堀内こども家庭課長 堀内です。どうぞよろしくお願ひします。

○金剛こども・女性局長 よろしくお願ひします。

○尾崎委員長 まず、議案の審査を行います。

当委員会に付託を受けました議案は、委員会次第に記載のとおりです。

なお、審査に先立ち申し上げておきますが、委員長報告は、正副委員長会議の申合せにより、付託を受けました議案の審査結果についてのみの報告となりますので、あらかじめご了承願います。

それでは、付託議案について、文化・教育・くらし創造部長、こども・女性局長、教育長の順に説明をお願いします。

なお、理事者の皆様におかれましては、着席にてご説明をお願いします。

○吉田文化・教育・くらし創造部長 6月定例県議会提出議案のうち、文化・教育・くらし創造部所管分についてご説明します。

報第1号、令和2年度一般会計予算繰越明許費につきましてご説明します。お手元の令和3年度一般会計補正予算案その他をご覧ください。

97ページ、款、文化・教育・くらし創造費、項、文化教育費のなら歴史芸術文化村整備事業につきましては、展示造作の制作、設置等を行う展示空間整備業務において、工法検討等に不測の日時を要したことにより、記載のとおり繰り越したものです。

文化施設感染拡大防止事業につきましては、奈良県文化会館をはじめとする文化施設におきまして、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止を目的とし、国の3次補正予算に合わせて予算を措置し、全額を繰り越したものです。

文化財保存事業費補助金につきましては、市町村等が行う史跡地の公有化などに対する補助金について、事業主体である市町村等の事業の遅れにより、記載のとおり繰り越したものです。

文化資源整備活用事業につきましては、市町村等が行う史跡地の整備等に対する補助金について、事業主体である市町村等の事業の遅れにより、記載のとおり繰り越したものです。

児童福祉施設等感染拡大防止事業につきましては、私立幼稚園のコロナ感染対策に係る保健衛生用品等の購入を支援する補助金について、国の3次補正予算に合わせて予算措置し、全額を繰り越したものです。

児童福祉施設等ICT環境整備事業につきましては、私立幼稚園が行うICT環境整備に係る経費に対する補助金について、国の3次補正予算に合わせて予算措置し、全額を繰り越したものです。

橿原考古学研究所附属博物館整備事業につきましては、橿原考古学研究所附属博物館において、防火設備の改修について、国の追加認証に対応するため、2月議会において

補正予算として計上したものであり、全額を繰り越したものです。

続きまして、令和2年度一般会計予算事故繰越につきましてご説明します。

106ページ、款、文化・教育・くらし創造費、項、文化教育費の重要文化財保存活用事業につきましては、関係者事業の遅延を受けて工事を一時中断したことにより、やむを得ず令和3年度に繰り越したものです。今後、早期の完成に向けて取り組んでまいりますので、ご理解のほどよろしくお願ひします。

続きまして、報第4号、公益財団法人奈良県人権センターの経営状況の報告についてご説明します。公益財団法人奈良県人権センター、令和2年度業務報告書の1ページをお願ひします。

令和2年度事業の実施概要です。人権問題、同和問題の解決に携わる行政、教育、運動の各機関、団体との有機的連携を図るとともに、有効、適切な施設の提供等を行いました。（1）施設の管理運営状況では、5団体、1事業者と通年利用の契約をしたほか、延べ334回の研修室や会議室の利用がありました。

3ページからは財務諸表です。6ページの正味財産増減計算書をお願ひします。I、一般正味財産増減の部、1、経常増減の部、（1）経常収益として、貸館に伴います事務室等の使用料収入、県から補助金収入である受取地方公共団体補助金、その他、記載のものを合わせまして、経常収益は1,381万7,516円です。次に、（2）経常費用といたしまして、事業費、職員給与などの管理費を合わせまして、経常費用計は1,813万3,770円です。以上の経常収益と経常費用の差額である当期経常増減額は、431万6,254円のマイナスとなります。このマイナスの大きな要因は、建物などの固定資産の減価償却費によるものです。その結果、一番下の行になります、一般正味財産の期末残高は1億4,377万2,393円となります。

続きまして、令和3年度の事業計画、1ページをお願ひします。2、事業の実施計画として、昨年度に引き続き人権啓発の拠点として施設の管理運営など、記載の事業を実施してまいります。なお、（2）人権啓発の推進に記載の講演会につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、開催を延期し、7月に実施する予定です。

2ページ、収支予算書です。I、一般正味財産増減の部、1、経常増減の部、（1）経常収益といたしまして、貸館に伴う使用料収入と県からの補助金収入である受取地方公共団体補助金、その他記載のものを合わせまして、経常収益計として1,321万1,

000円を計上しています。(2) 経常費用として、事業費、職員給与などの管理費を合わせて、経常費用計として1,861万9,000円を計上しています。

続きまして、報第5号、公益財団法人奈良県生活衛生営業指導センターの経営状況の報告についてご説明申し上げます。公益財団法人奈良県生活衛生営業指導センター、令和2年度業務報告書、1ページをお願いします。令和2年度事業報告ですが、県内の各生活衛生関係事業者を対象として、1、経営相談に関する事業では、246件の各種経営相談を受け、助言を行いました。また、事業資金が不足している事業者に対しまして、2、生活衛生融資に関する相談事業として、日本政策金融公庫への融資推薦を114件実施したほか、その他記載の事業を実施し、県内の生活衛生関係事業者の衛生確保と振興に努めました。

3ページからは財務諸表です。5ページの正味財産増減計算書をお願いします。I、一般正味財産増減の部、1、経常増減の部、(1) 経常収益として、県からの受取補助金収入、研修等の受託による事業収益、受取寄附金、その他記載のものを合わせて、経常収益計は2,458万3,435円となります。次に、(2) 経常費用として、生活衛生関係営業対策事業費や生活衛生関係営業の経営状況調査等の全国生活衛生営業指導センターからの受託事業費及び管理費等を合わせて、経常費用計は2,429万4,557円となります。以上の経常収益と経常費用の差額である当期計上増減額は28万8,878円のプラスとなります。その結果、一般正味財産の期末残高は607万8,982円となります。

続きまして、公益財団法人奈良県生活衛生営業指導センターの令和3年度事業計画書、1ページをお願いします。令和3年度の事業計画ですが、生活衛生関係事業者の経営の健全化を図り、衛生水準とサービスの向上を推進することにより消費者利益の擁護を図ることを目的として、経営指導に関する事業など、記載の事業を行ってまいります。

3ページをお願いします。経常増減の部、1、経常収益として、生活衛生関係営業対策事業補助金等の県からの受け取り補助金及びクリーニング師研修等の事業収益等を合わせまして、経常収益計として2,531万3,000円を計上しています。2、経常費用として、生活衛生関係営業対策事業費や、全国生活衛生営業指導センターからの受託事業費及び管理費等を合わせて、経常費用計として2,531万3,000円を計上しています。

公益財団法人奈良県生活衛生営業指導センターの経営状況につきましては以上です。

続きまして、報第19号、地方自治法第179条第1項の規定による専決処分の報告についてご説明します。令和3年6月定例県議会提出予算案の概要、4ページをお願いします。事業の4段目、新型コロナウイルス感染防止対策施設認証制度事業です。ガイドラインに沿った感染防止対策を実施する飲食店及び宿泊施設等を認証する制度を創設し、認証取得に向けた設備導入など、感染防止対策の強化に対し補助を行うものです。このうち、文化・教育・くらし創造部所管である飲食店分の補正予算額は7億5,000万円です。

以上が6月定例県議会への提出議案のうち、文化・教育・くらし創造部に関する事業です。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○金剛こども・女性局長 まず、条例改正につきまして、2件ご説明します。令和3年6月定例県議会提出議案の概要（条例関係）、1ページをお開きください。奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例です。

これは、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、乳児院等の施設長の資格を見直すなどのため、所要の改正を行うものです。条文につきましては、4ページから5ページに、新旧対照表は6ページから10ページに記載のとおりです。

11ページをお願いします。奈良県婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例です。

これは、婦人保護施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、書面等に代えて、電磁的記録により行うことができるようにするなど、所要の改正を行うものです。条文につきましては12ページに、新旧対照表は13ページに記載のとおりです。

令和3年度一般会計補正予算案その他、96ページ、報第1号、令和2年度一般会計予算繰越計算書の報告についてご説明します。

97ページ、款、文化・教育・くらし創造費、項、こども・女性費の放課後児童クラブ施設整備費補助事業につきましては、市町村に対し、施設の創設等に要する経費を補助するものですが、実施主体の遅れにより、記載の金額を繰り越したものです。

98ページ、項、こども・女性費の児童福祉施設等感染拡大防止事業から、こども家庭相談センターICT環境整備事業については、国の令和2年度第3次補正予算に対応して計上した事業の執行期間の確保のため、記載の金額を繰り越したものです。

最後に、報第19号、地方自治法第179条第1項の規定による専決処分の報告についてご説明をします。令和3年6月定例県議会提出予算案の概要、1ページ、令和3年

度奈良県一般会計補正予算（第1号）のうち、こども・女性局所管分の事業概要をご説明します。

2 ページ、低所得の子育て世帯への生活支援特別給付金は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている低所得の子育て世帯に対して、児童1人当たり5万円の生活支援特別給付金を給付するもので、県の支給対象となっています児童扶養手当受給者等に対する給付に係る費用を計上しています。

高等職業訓練促進給付金事業は、ひとり親の就業を促進するための給付金制度について、より短期の受講期間の訓練を対象に加えるなど、制度を拡充するものです。

ひとり親家庭住宅支援資金貸付原資造成補助金は、自立に向けて意欲的に就業活動に取り組んでいただいている児童扶養手当受給者に対して、新たに家賃の貸付けを行い、一定の要件を満たせば償還を免除するものです。

以上が6月定例県議会提出議案のうち、こども・女性局に関する事項です。ご審議方、どうぞよろしくお願いいたします。

○吉田教育長 令和3年度一般会計補正予算案その他、104ページをお願いします。第12款の教育費、第1項教育総務費の1つ目、児童福祉施設等感染拡大防止事業です。繰越額は2,225万円です。これは、新型コロナウイルス感染症対策を実施するために、公立幼稚園等がマスクや消毒液を購入する費用に対し補助を行うものであり、国の補正予算に対応するため、繰り越したものです。

続いて、児童福祉施設等ICT環境整備事業の繰越額は1,125万円です。これは、幼稚園等における業務の効率化を図るため、オンラインによる教員の研修受講や保育参観の実施等のための環境整備に対して補助を行うものであり、国の補正予算に対応するため、繰り越したものです。

情報教育環境整備事業の繰越額は2億2,401万円です。これは、低所得世帯の高校生への貸与等のため、情報端末を整備するとともに、オンライン教育の実施に必要なモバイルルーターを整備し、インターネット環境のない家庭の児童生徒に貸与するものであり、国の補正予算に対応するため、繰り越したものです。

続いて、県立学校感染症対策充実事業の繰越額は1億680万円です。これは、県立学校において、新型コロナウイルス感染症対策等を徹底した学校教育活動や子どもたちの学習保障のため、保健衛生用品の整備などを行うものであり、国の補正予算に対応するため、繰り越したものです。

続いて、第4項、高等学校費、職業人材を育成するための教育設備整備事業の繰越額は4億8,900万円です。これは、地域の産業を支える職業人材育成を進めるため、県立高校の農業、工業等の職業に関する専門学科に最先端のデジタル化に対応した産業教育設備を整備するもので、国の補正予算に対応するため、繰り越したものです。

続いて、高等学校耐震化等整備事業です。繰越額は1億3,151万6,000円です。これは、生駒高校の耐震補強工事に係る費用であり、既設建造物の施工不良の判明により工事を一時中断したため、繰り越したものです。

続きまして、105ページ、第5項特別支援学校費の特別支援学校スクールバス感染症対策事業です。繰越額は1億1,177万6,000円です。これは、特別支援学校スクールバスの増車により、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを低減するための費用であり、国の補正予算に対応するため、繰り越したものです。

以上が教育委員会所管の提出議案です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○尾崎委員長 ただいまの説明について、質疑があればご発言願います。

なお、その他の事項については、後ほど質問を行いますので、ご了承ください。

ありませんか。

これをもちまして付託議案についての質疑を終わります。

続いて、付託議案について、委員の意見を求めます。ご発言願います。

ただいまより付託を受けました各議案について、採決を行います。

採決は、簡易採決により、一括して行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、お諮りします。令和3年度議案、議第68号中、当委員会所管分、議第69号及び報第19号中、当委員会所管分については、原案どおり可決または承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議がないものと認めます。よって、本案は、いずれも原案どおり可決または承認することに決しました。

次に、報告案件についてであります。

令和3年度議案、報第1号中、当委員会所管分、報第4号及び報第5号については、先ほどの説明をもって理事者より詳細な報告を受けたこととさせていただきますので、ご了承ください。

これをもちまして付託議案の審査を終わります。

次に、その他の事項に入ります。

初めに、さきの定例会で採択されました請願第7号、高等学校における演劇鑑賞教室実施に関する請願の処理状況と結果について、知事及び教育長より提出されていますので、ご了承願います。

続いて、吉田文化・教育・くらし創造部長から、大和平野中央プロジェクトの推進についてほか2件について、報告を行いたいとの申出がありましたので、ご報告願います。

○吉田文化・教育・くらし創造部長 大和平野中央プロジェクトの推進などについてご報告を申し上げたいと思います。資料1、大和平野中央プロジェクトの推進についてをご覧ください。

本事業は、多様な雇用の場の創出や県土利用の在り方などの課題の解決に向け、大和平野にあって、農地が広範に広がり、交通アクセスが良好で、地域経済の発展や雇用創出の潜在能力を有する地域におきまして、一団の土地を確保し、新たなまちづくりを進めることを目的とし、昨年10月に県と磯城郡の各町とで覚書を締結し、協議を進めてまいりました。このたび、新たなまちづくりに取り組む各町のテーマと、対象地区が定まったことから、事業推進に向けて、5月27日にそれぞれ協定を締結したものです。

協定の内容は、川西町下永地区においては、まほろば健康パークと連携し、家族の健康をコンセプトとしたウェルネスタウンを目指すこととしています。三宅町石見地区では、県立大学工学部を核として地域イノベーションの好循環を生み出すスタートアップヴィレッジを目指すこととしています。田原本町阪手北・西井上地区では、県民が常に運動、スポーツができるウェルネスタウンを目指すこととしています。

今後は、まちづくりのテーマに沿って、県と各町が協力して、それぞれのまちの目指す姿や構成要素を検討し、取組の基本的な方針を示した上で、まちづくりの構想を策定してまいります。また、土地取得完了を目指して、まず、用地調査等に係る予算等を確保し、事業進捗に応じて土地を取得するなど、段階的に事業化を進めたいと考えています。

続きまして、橿原市との新たなスポーツ拠点施設整備の推進につきまして、事業の進捗状況を報告します。資料2、橿原市との新たなスポーツ拠点施設整備の推進についてをご覧ください。

本事業は、県のスポーツの拠点である橿原公苑と橿原市の拠点である橿原運動公園を

一体と捉えた新たなスポーツ拠点の整備を目指すもので、令和13年に本県で開催する国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の主会場となるものも目指しています。この新たなスポーツ拠点は、県民の運動・スポーツの振興と、健康増進の拠点、また、多機能複合型の施設とすることより、地域活性化の拠点、とりわけ、中南和地域の発展につながるよう検討を進めているところです。今後は、市と施設整備の方法や内容など、基本的な考え方について検討を進め、また、用地測量など、必要な予算を確保できるよう、市との協議を進めてまいります。

続きまして、奈良県文化財保存活用大綱の策定についてご説明申し上げます。資料3、奈良県文化財保存活用大綱の概要をご覧ください。

奈良県文化財保存活用大綱につきましては、2月議会の当委員会におきまして、その概要を報告したところです。その後、パブリックコメントを実施し、6月に第3回奈良県文化財保護体系推進会議を開催し、それらの意見を反映して、最終的に大綱を取りまとめたものを改めてご報告申し上げます。

まず、大綱策定の背景です。少子高齢化や過疎化の進行等により、文化財が劣化、逸材する危機にあること。また、来年度に予定しているなら歴史芸術文化村の開村などを踏まえ、本県における文化財の保存と活用の方針を示すものとして、大綱を策定いたしました。

その下、文化財の保存と活用を推進する意義ですが、3点にまとめています。1点目は、文化財を次世代に確実に継承すること、2点目は、県民等が文化財の魅力に触れ、価値を理解し、守り、楽しみ、親しみ、交流するようにすること、最後に、3点目として、地域を活性化することが主な意義と考えています。

また、本県が取り組む文化財行政の視点として、記載のとおり、①から⑥の6項目について整理をしています。

次に、大綱の構成です。序章から始まり、第1章から第6章までとしています。まず、序章では、大綱策定の背景の目的、大綱の位置づけ、第1章では、奈良県における文化財の現状、第2章では、文化財の保存と活用に関する課題、第3章では、文化財の保存と活用を図るために講ずる措置、第4章では、市町村への支援の方針、第5章では、防災・災害発生時の対応、第6章では、文化財と保存の活用と推進体制について記載しています。今後、本大綱に基づき、県として施策を進めるとともに、市町村の地域計画作成を支援することで、県内における文化財の保存と活用を推進し、地域の活性化に努め

てまいります。

○尾崎委員長 ただいまの報告、または、その他の事項も含めて、質問があればご発言願います。

○今井委員 最初に、高等学校における演劇鑑賞教室の実施についてです。先ほども報告いただいておりますが、2月議会で、請願が全会一致で可決になっています。請願の趣旨は、県内の高校で演劇鑑賞教室を開催できるように支援をしてほしいことと、各市町村による青少年対策の文化芸術活動に一層の支援をしてほしいことの2点ですが、奈良県の演劇鑑賞の現状と、これを受けて、今後どのようにしていこうとしているのか、お尋ねしたいと思います。

○山内学校教育課長 まず、現状について、昨年度は残念ながら、新型コロナウイルス感染症対策で実施ができなかった学校が多かったため、一昨年、令和元年度の実績でお話をさせていただきます。県立学校33校の中で、4校で演劇鑑賞が行われています。このほか、6校で、3年間のローテーションを組み、例えば古典芸能、音楽、そして演劇の、3つを行っています。

採択後の対応については、今年度4月9日に、この採択が県議会でなされたこと、そして、この請願の趣旨を今後の文化的行事等の計画において参考とするように、県立学校長に通知したところです。今後、具体的には、文化庁の実施事業である文化芸術事業による子供育成総合事業など、高等学校でも活用できるものを活用するなどして、演劇の鑑賞が進むよう取り組んでいきたいと思っております。

○今井委員 子供育成総合事業が活用できる内容ですので、後ほど、具体的な資料を教えてくださいたいと思っております。

それから、県立高校の適正化推進に係る検証委員会についてお尋ねします。

県立高等学校適正化推進方針と同実施計画について、16日に検討から実施に至るまでのプロセスを検証する検証委員会が開かれ、私も傍聴させていただきました。最初はどのような中身なのか、形だけなのではないか、少し疑心暗鬼のような思いで聞かせていただいておりますが、平城高校と奈良高校の問題など、忌憚のない意見も出されており、今後の検証委員会の中でどのように明らかになっていくのか、期待を感じました。しかし、次回から非公開とすることが委員長から提案され、残念に思いました。適正化計画自体が学校名の公表もされずにパブコメが行われたなど、情報の非開示に対して不信があると思っておりますが、それが検証される委員会まで、また非公開になりますと、検証

委員会の検証が必要になってくるのではないかと疑問に感じました。私は、公開で行うべきと思います。この点、どのように考えておられるのか、お尋ねします。

○熊谷教育政策推進課長 今井委員のお述べのとおり、県立高等学校適正化推進方針から実施計画策定までのプロセスについて、たくさんご意見もいただき、このたび、次期適正化にも生かす目的で検証を行うこととしました。1回目は公開で開催しましたが、協議の中で個別具体の話が多数出され、公にすることで率直な意見交換をしにくい、また、不当に権利が損なわれるおそれや利益、あるいは不利益を与える危険性があることから、検証委員会の委員長から提案があり、非公開での開催が決定されたところです。協議の概要については、この点を配慮しながら、随時公開させていただきたいと考えています。

○今井委員 今回の問題では、裁判になった奈良高校と平城高校の問題ですけれども、検証をするのであれば、その関係者の方に参考人で意見陳述をしていただくとか、参加していただくことが必要でないかと思いますが、いかがでしょうか。

○熊谷教育政策推進課長 検証委員会につきましては、外部の委員の皆様からご意見をいただくべきと考えまして、4人の委員を選任しました。まず、教育関係有識者として、前回の県立高等学校再編計画策定委員会の副委員長を務められた奈良教育大学名誉教授です。前回の再編も含め、奈良県の教育行政の展開を教育研究者の立場で長く俯瞰されており、高校教育改革の視点からのご意見をいただけていると思っています。二人目には、行政法関係有識者として、奈良弁護士会から弁護士を推薦いただきました。計画策定に至る間の情報公開の在り方等についてご意見をいただきたいと思います。3人目には、教育行政経験者として、奈良県都市教育長協議会会長です。計画の影響を最も受ける中学生とその保護者、また、市町村教育委員会の立場からご意見をいただきたいと思います。最後に、PTA活動経験者として、奈良県PTA協議会会長です。中学生や小学生の保護者の立場の視点、地域と学校連携の視点からご意見をいただきたいと思います。

○今井委員 4名で議論されていることは分かるのですが、本当に検証するのであれば、関係者の意見聴取等をすべきではないかと思います。これは私の意見として申し上げておきたいと思います。

それから、来年、平城高校が廃止になり、奈良高校がその後に来ることになっています。メモリアルホールの問題などが検討されていると聞いていますけれども、どのよう

な進捗になっているのか、また、そうなったときには、後の管理がどうなるのか、部活、後援会の会費など会計的に残っている処理等は、どのような扱いになるのか。今、県で考えておられることがありましたら、お尋ねします。

○熊谷教育政策推進課長 奈良高校、平城高校につきましては、月1回、管理職の先生方と、職員も入りまして、検討を重ねているところです。できる限り両校のご希望にはお応えしたいと思っておりますが、それぞれの立場もありますので、事情をお聞かせいただきつつ、調整を今後も図っていきたいと考えています。

○今井委員 位置づけが廃止となっておりますが、統合という位置づけになれば、スムーズにいろいろな問題が移行できるのではないかと思います。そうしたことも踏まえて、ぜひ検討していただきたいと思っております。

それから、高校入試ですけれども、県立高等学校適正化計画がスタートし、2回目の入試が終わりました。本日、資料を作ってきたのですけれども、県立高校の全日制の入試、今年の新入生は、全体で7,528人でした。去年と比べまして500人、生徒の数が減っています。特色選抜で2,792人、これは200人増えています。一般選抜が4,934人と、このような形で今年の高入試が行われました。その結果、15の春が泣いていると書いたのですが、特色選抜は、募集定員に対して応募した324人の定員割れがありましたが、それでも不合格者が130人出ています。一般選抜では、200人定員が割れており、不合格者が483人出ています。2次募集では639人の募集をしましたが、応募した人は少ないのですけれども、15人が不合格。結局トータルで628人が不合格だったとのこと。定員は大きく割れているのに不合格者がこれだけ出ている結果になっています。そして県外への流出が13.2%と、1,509人が奈良県から県外に流出をしている状況が生まれています。

千葉県が入試を改革し、前期と後期と2回にわたって試験をしていたものを、今年から1回の入試に変えたところ、倍率も前期が1.68倍、後期1.30倍だったものが、1.07倍と、倍率がかなり下がったとのこと。これによって何が変わったかといいますと、入試の期間が無駄に長く続いていたのが、入試の期間が短くなり、前期に4割以上で不合格となり、子どもたちの精神的なストレスにかなり影響していたものが改善されました。また、何回も受けることによって受験料も2倍かかっていた点も改善されています。高校側の負担としては、これまで準備など事務処理の負担が大きかったことや、生徒にすれば、授業や部活が、高校入試の間は休みになりますから、子どもたちが

それぞれの道に行く一番大事な時期に、子どもたちがばらばらに過ごす状況が大きく改善をされたとのことです。

文部科学省がかつて出したコメントで、選択試験を行うことについては、志望者全員入学の理想の下に、定員超過の場合のみ行うのだと、募集定員よりもたくさんの方が応募したときのみ、試験は行うのだというものがありません。例外的に選抜するということです。定員超過の場合は、学力検査をすることになっており、私は、奈良県の適正化計画でずっと進んできた高校入試の在り方を、根本的に見直すべきではないかと痛感を感じているところです。

千葉県を調べたところ、千葉県は、公立高校入学者選抜方法改善協議会が平成20年につくられており、14人のメンバーで構成されています。大学の関係者、高校の代表、中学の代表、小学校の代表、私立学校の代表、市町村の教育長、PTA代表、政令市の教育長、企業関係者といった構成で、様々な角度から検討がされ、10年かけて今回の改善に至ったとのこと。さらに、この協議会の公開実施要綱もあり、公開で行うことも要綱の中で定め、皆様の意見を取り入れながら改革を進めてきた経過があります。ここで尋ねたいのは、奈良県の場合、去年から比べて、選抜者を200人増やしていますが、1回1回の入試をどのように分析して、次にどのようにつなげていくかについて、どのようなやり方をしているのか、お尋ねしたいと思います。

○山内学校教育課長 本県においては、例年、年2回、奈良県立高等学校入学者選抜に関する連絡協議会を開催しています。この構成メンバーについては、中高の管理職、また、進路指導担当教員等も含まれており、毎年実施しています入学者選抜について意見を聞きながら、検討を進めているところです。

○今井委員 もう少しきちっと整理をして、検討するメンバーを増やして、責任を持って、どういう入試にすればよいか、検討するような場を設けるべきではないかと思いますが、教育長、もしお考えありましたらお尋ねします。

○吉田教育長 私が学校教育課長をして3年間、次長をして3年間、教育長をして今年8年目になり、もう14年がたとうとしています。その間、入試に関して一番大きな改革は、例えば郡山高等学校では、40名募集のところから400人が受けに来ていた普通科の特色選抜を廃止しました。課題があつて対応する、ある意味では対症療法になっていたように思っています。今、県立高等学校適正化実施計画で学校が減った中で、各地域に学校を残していく中で、入試の在り方は、抜本的に見直す必要があると、強く感じて

います。ですから、ご意見を参考にしながら、入試制度についてどのように考えるのか、オープンにしながら会議を持って入試について議論していきたいと思ひます。

○今井委員 15の春を泣かせない、奈良県で教育を受けてよかつたなと思ひていただけるようにして欲しいと思ひます。六百何人もの子どもたちの分もちゃんと税金使つて用意しているのに、それが使つてもらえていないことも、私は大問題ではないかと思ひます。今、教育長が言われたように、ぜひ進めていただきたいと思ひます。

それから、ホストタウンの問題ですけれども、いよいよオリンピックが近づくことで、7月8日にオーストラリアから女子サッカーチームがホストタウンの奈良市に来ると聞いています。今、オーストラリアで新型コロナウイルスの新規感染者が増えており、従来株に比べて1.95倍の感染力があるとされているデルタ株、ニューサウスウェルズ州では、2週間、ロックダウンするとの情報も入つてきています。奈良市の受入れについて、変更するとか、中止を求めるとか、そういう動きはないのか、お尋ねします。

○木村スポーツ振興課長 オリンピックのキャンプについては、今井委員お述べのとおり、7月7日からオーストラリア女子サッカーチームが来られます。来日にあたり、オーストラリアの選手は、既にワクチンを2回打つたと聞いています。また、国からキャンプ受入れについてのガイドラインが、しっかりと示されていますので、これを徹底して受け入れる体制を整えたいと思ひており、今のところ、特に中止等を求めるつもりはございません。

○今井委員 最後に、知事が言われておりました、奈良県文化振興戦略懇話会について、今、全国的にも著名な方が奈良県の榎原考古学研究所の所長をされたり、美術館の館長をされたり、そうした方が集まつたので、懇談会を開いたと聞いています。第1回とのことですが、内容の公開や、開催場所について、お尋ねしたいと思ひます。

○辰巳文化振興課長 まず、第1回は文化会館の会議室で、公開せずに開催しましたが、今後どうするかは、検討してまいりたいと考えています。

○今井委員 皆様も注目していますし、文化についてご意見持つてらっしゃる方もたくさんいますので、幅広い意見を取り上げていただきたいと思ひます。

○阪口委員 1点目は、高校耐震化関連工事の不適正な随意契約について、本会議で、知事は、分割発注並びに随意契約は駄目であると答弁され、6月の監査結果でも、契約については好ましくないとの監査結果が出ています。そこで、担当課としては、現在、どういふ対応をされているか、お聞きします。

○春木学校支援課長 県教育委員会では、昨年11月に高田高校の分割発注について、住民監査請求され、監査結果が示された際、高田高校だけではなく、王寺工業高校を含む他の高校についても、形式的に見て疑わしい事案があったことを踏まえ、県教育委員会一丸となって再発防止に取り組んでいます。11月に取組内容を決め、以後、取組を実施しているところです。

取組内容について、1つ目は、学校支援課において予算要求や予算編成段階、あるいは、調達手続まで各学校が行う耐震関連工事の内容を確認し、学校と協議して、小規模な複数の工事を一体的に発注すべき場合は、一体的に発注することにしました。そのうち、一体的にすることにより工事金額が300万円以上となる場合につきましては、学校ではなく、学校支援課が発注することとしています。2つ目は、昨年11月に県立学校長会におきまして、各学校長に対し、契約行為の責任者としての自覚を促すために注意喚起を行っています。また、3つ目につきましては、学校事務職員向けの契約事務に関するマニュアルを作成し、そのマニュアルを使い、今年1月に県立学校の事務職員等に対し、会計や契約事務に関する研修を実施したところです。4つ目として、今年2月に各学校が受けた監査結果の指摘・注意事項について、その情報を早期に教育委員会事務局の各課や他の県立学校で共有する体制を構築しています。引き続き、このような取組を継続していきたいと考えています。

○阪口委員 担当課としては、しっかり対応していただいているとのこと、満足しています。ただ、損害はなかったとされた監査結果については、違うだろうと思います。この件について、ここで論議しても始まらないので、損害の推計に関して監査委員に説明した具体的な資料の提示をお願いしたいと思います。

○春木学校支援課長 後日、資料を用意しましてご提供したいと思います。

○阪口委員 次に、私は以前から、奈良県下の制服の入札等について調べており、保護者や生徒の利便性の問題、競争性を確保することで価格が下がるのではないかと思い、奈良北高校については、山内学校教育課長も対応していただいて、一定の改革は進んだのではないかと理解しています。

本会議では、生駒高校についても質問しました。本年、生駒高校は入札ではないかと思うのですが、その改革や対応についてお聞きをします。

○熊谷教育政策推進課長 生駒高校の業者選定については、奈良北高校と同様の形で、制服メーカーと販売業者を分けて選定を行っているところです。現在は販売店の入札を

行っています。生駒高校を含め、全ての県立高校において、阪口委員のお述べのように、生徒の利便性を損なわないように、居住地域も配慮しながら、できるだけ多くの業者が参加でき、公平性、透明性の高い業者選定を実施するよう学校にお願いしているところ
です。

○**阪口委員** 建前としてはそれで結構なのですが、実態として、販売業者が参加するには、生駒市、大和郡山市、奈良市の3市の業者と連合して入札に参加しなければならない事実があると認識していますが、その点についていかがでしょう。

○**熊谷教育政策推進課長** 制服の選定については、生徒の居住地の問題や、利便性の問題もあると思いますので、その点についても配慮しつつ、先ほども申し述べましたけれども、できるだけ多くの業者が参加できるような業者選定を実施していただくよう学校にもお願いしてまいりたいと思っています。

○**阪口委員** 答弁と質問の趣旨が異なります。販売業者が1社で参加はできず、生駒市、大和郡山市、奈良市、この3市の業者と組んで参加をしなければ入札資格がないと、私が調査した結果、そう認識しているのですが。

○**熊谷教育政策推進課長** 入札の実施につきましては、現在、進めているところです。今おっしゃられた3つの地域それぞれに1店舗以上の販売店を有していることと、学校で生徒の通学の問題、居住地の問題等も考えて、この条件を出していると認識しています。

○**阪口委員** 答弁と質問が食い違います。新規参入を促そうと思えば、生駒市、大和郡山市、奈良市の3市の業者と組まなくても参加できるような制度にしなければ、新規参入はできないと思います。大和郡山市には制服販売業者が2社しかありません。新規参入者がその2社と組むことは、難しいのではないのでしょうか。後ほど、もう少し詰めて質問したいと思います。

3点目は、本会議で昨日、質問しましたが、山辺高等学校サッカー部のことです。

私のところに早速メール等が来ました。教育長は、まともに答えていないとか、すり替えているとのコメントをいただきました。質問後、創生奈良会派で集まりがあり、もう少ししっかりと教育長は答えるべきではないかと。会派としても取り組んでいく旨確認し、今からの質問は、個人というよりも、会派の質問として、教育長は認識していただきたいと思います。

まず1つ目、1期生から3期生まで52人入部して、26人退部した、50%退部し

ているのです。多くの生徒が転学、退学したわけで、この点について、簡単に言うと、失敗なのか、成功なのか、そこを昨日聞いたのですが、解決していきますという答弁でしたので、この点をどのように思われているか、お聞きしたい。

○吉田教育長 退部が1期生、2期生に集中していることは事実です。1期生は大半が通信制に転学したとお答えしました。これは、初代監督を慕って10人程度が通信制へ転学しており、初代監督の下でサッカーをしたいから転学をしていると申し上げました。2期生については、パワハラ等の問題もありますけれども、生徒の間でいじめ等の問題もあったと認識しています。そういったことが1年目、2年目に集中していることについては、学校教育課も話合いに応じ、その原因を究明しながら、今後に生かしたいと考えています。それから、退学した生徒のことが、一番心配だと思っています。せっかく山辺高等学校に入学しても、学校を辞めなければならない、その理由が何なのかと、再度受験したいことが理由であると聞いています。退学した生徒へのケアを、もっとすべきであったと思っています。

○阪口委員 説明は分かるのですが、端的に言うと、失敗か成功かお聞きしました。

○吉田教育長 端的に言いますと、監督に問題があったと思っています。監督が3代にわたって替わっている運営体制に、課題があった。それを失敗、ボスコヴィラサッカーアカデミーの運営ですので、そのこと自体に私が口を挟むことはできませんけれども、明確に監督が3代にわたって替わっていることは、これはいかななものかと思えます。

○阪口委員 ただ、奈良県の教育委員会なり、学校が基本合意書を締結していますので、ボスコヴィラサッカーアカデミーや天平フーズの責任だけにはできないと思えます。

次に、監督のことで質問します。2期生の保護者も教育委員会と話合いをしていると伺っていますが、2期生の保護者と教育委員会と担当課との話合いはあったのか、進捗等はどうなのか、その辺についてお聞きをします。

○山内学校教育課長 2期生の保護者から相談を受けまして、その後も話合いを継続しています。ただ、話合いを進めるに当たり、アカデミー側の監督、経営者の方との話合いを求められる場面があり、その調整に時間かかっている部分もあり、話合いとしては終了している状況ではありません。

○阪口委員 1期生の保護者は、監督をパワハラで提訴しており、係争事案です。2期生の保護者もパワハラで訴えていると思うのですが、その辺りにつきましてお聞きします。

○山内学校教育課長 2期生の保護者からはパワハラではないかと訴えがございました。監督との話合いの中で、監督から配慮が足りない部分もあったと、こういう表現で答えを返している事実があります。

○阪口委員 その監督を部活動指導員に任用することが、県教育委員会の方針です。茨城県の教育委員会では、資格要件があり、その要件を読むと、過去の指導において体罰、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等、その他運動部活動指導員として不適格と認められる事項がないこととなっています。パワハラした者は採用されない、任命されないのです。係争事案であるのにもかかわらず、任用することについて、どのように考えておられるのか、お聞きをします。

○吉田教育長 現在任用する方向で進めていると申し上げましたが、パワハラの認定がされましたら、任用しません。

○阪口委員 奈良県において、県立高等学校で部活動指導員は現在何人いるのか、お聞きをします。

○稲葉保健体育課長 部活動指導員に関して、中学校への部活動の指導員は市町村教育委員会で導入していますが、県立高等学校に関しましては、要綱を現在作っており、まだ1人もいないのが現状です。

○阪口委員 もう少し具体的に聞きますが、要綱を作っていないということは、1時間当たりいくら報酬を支払うとか、一ヶ月に何時間以内の指導であるとか、現在は定まっていないと考えてよいのでしょうか。

○稲葉保健体育課長 文部科学省の「補習等のための指導員等派遣事業中学校における部活動指導員の配置」での部活動指導員に対する報酬が1時間当たりの補助金金額が1,600円を上限として定められています。県の部活動指導員に対する1時間当たりの単価も1,600円が妥当であると考えており、その辺りで現在、要綱の定めを考えているところです。

○阪口委員 私が質問したのは、県教育委員会のガイドラインを定めて、山辺高校にボスコヴィラサッカーアカデミーの監督を任命すべきであるかないかを審議していくべきであり、それも定まっていないのに、ボスコヴィラサッカーアカデミーの監督を任用するという、ボスコヴィラサッカーアカデミーありきで進んでいる点に問題があると思います。

この部活動指導員も、学校の自主的、自発的な活動について、国が3分の1、県が3

分の1を補助する制度であると思います。本会議で吉田教育長は、サッカー塾についても補助すべきだと言われましたけれども、私自身の理解では、国は学校の自主的、自発的な活動に部活動指導員を派遣すると認識していますが、その点についてお聞きをします。

○吉田教育長 サッカー塾に補助すると言ったつもりはございません。

外部指導者という制度があり、例えば郡山高等学校で外部指導者が監督し、何年も続いていた事例もあります。ですから、山辺高等学校のサッカーに関しては、外部監督として任用している、学校が部活動で、例えば外部のトレーナーを任用するとか、あるいは、監督を任用するとか、コーチを任用するとか、これは学校の独自性に任されているわけであり、その際に、当然金銭も発生するわけです。ですから、外部監督として、ボスコヴィラサッカーアカデミーの監督を学校が任用するのであるならば、部活動指導員として任用すれば、逆に学校教員の勤務削減になるのではないかと考えておりましたので、まずは、外部監督から部活動指導員とする方向で進めたのです。

○阪口委員 次の質問に入ります。山辺高等学校では、基本合意書を締結された方は既に退職していると伺っています。全国大会に参加を容認した校長は転勤したのです。現在の校長は新しい校長で、3年に3回替わっていると思うのですが、私の認識について、間違っていれば違うと言ってください。

○吉田教育長 ボスコヴィラサッカーアカデミーに関わった校長は3人です。

それが1年ずつかどうか、記憶にないのですけれども、年数は、またお知らせします。

○阪口委員 質問したかったのは、校長がよく替わると、山辺高等学校は、校長になるための登竜門ではないかと、そういう指摘も会派で受けまして、そうなのかどうか、お聞きしたいと思います。

○吉田教育長 校長につきましては、教頭から校長に昇任させています。ですから、教頭時代に事情をよく知っているという継続性を踏まえた任用だにご理解ください。

○阪口委員 本来、こういう基本合意書を締結したところであれば、締結した人が長く残って、いろいろなことをやっていくことが大事ではないかと思います。山辺高等学校の校長と2回面談していますが、全国大会に出したときの職員会議の状況を聞いたところ、分からないと答えるのです。それは分からないと思います、新しく来たわけですから。職員会議の議事録を出して欲しいと言うと、職員会議ではないため、報告するような文書は残っていませんとのことで、ころころ替わると引継ぎができないと感じていま

す。そんなこともあり、登竜門という話が会派の中で出ました。実態は、こちらでは分かりません。

最後の質問に入りますが、県立高等学校の一つである山辺高等学校に、施設とか監督とか、てこ入れをしていくと、ほかの県立高等学校のサッカー部が勝てないだろう、公平な競争ができない、気の毒であるとの声をいただいています。それについて、どう思うのかお聞きをします。

○吉田教育長 私は県立学校であっても、1校でもこういった学校があってもよいのではないかと考えています。なぜ山辺高等学校かというと、地域とともに学校があり、全国から来てくれた子どもたちが地域を思い出し、また、奈良を知ってもらえることにもなります。例えば私立学校に、全国から集まって強い学校があります。これは正直に言ひまして、野球です。公立の教員がその学校に対し、別に嫉妬しているわけでもなく、公立のチームとして一丸となって、その野球部に対抗していくことで、切磋琢磨する形になります。勝つことが全てではありませんので、それを目指して切磋琢磨することが価値のあることだと思います。子どもたちの教育の中では、山辺高等学校のサッカー部が不公平な存在ではなく、それに対して自分たちはどのような努力をしていくのかというチームがたくさん出来上がっていくことが、私は望ましいと思います。

○阪口委員 全然認識が違うので、議論しても進まないと思います。山辺高等学校のサッカー部の生徒は、いこいの村大和高原で練習しています。平成30年6月29日の経済労働委員会で、松尾県会議員から、天平フーズに2,700万円から1,000万円への減額貸付けをした、それはおかしいとの指摘が再三、20分から30分にわたってあったわけですが、これをご存じなのか、お聞きしたいと思います。

○吉田教育長 正直に言ひまして、そのことは阪口委員からお聞きした程度です。

○阪口委員 平成30年6月29日の経済労働委員会の議事録等を見ていただいたら出ています。本当のところは、かなりかつてのことなので、その減額貸付けが正しかったかどうかは分かりませんが、他の学校がいこいの村大和高原のような施設を借りてできるかということ、難しいわけです。奈良県がそのような施設をいっぱい持っているわけではないですから、公平性が担保されないだろうと。もう一つは、基本合意書を締結するに当たって、奈良県は、平成29年10月2日に法律相談に行っていると思うのですが、県も法的根拠について不安があったからではないかと思うのですが、何かご意見ありましたら、お願いします。

○吉田教育長 教育委員会は、学校を指導監督する立場にございます。このボスコヴィラサッカーアカデミーと学校との関係を、学校とボスコヴィラサッカーアカデミーでの合意書、協定を続けることに対する不安がありましたので、弁護士相談をさせていただきました。その中で、一定の責任は教育委員会にもあるわけですから、教育委員会が協定に加わり、それぞれの責任を明確にしながら、子どもたちの健全育成に努めていくことにしたわけです。

○阪口委員 これが最後の質問になります。私自身も周りには弁護士が何人かおられます。減額貸し付けして施設を使うこと、それから、ボスコヴィラサッカーアカデミーの監督、パワハラの疑いがあるのに県が任命をして部活動指導員にしていくこと、それから、基本合意書について違法性があるのではないかと。私は素人ですので、弁護士と相談して、またこちらも対応したいと考えています。

○亀甲委員 それでは、数点質問させていただきたいと思います。

初めに、ヤングケアラーについて、県としても実態調査をしていただいたと思います。代表質問、一般質問でも答弁がありましたが、実態調査の詳細について、教えていただきたいと思います。

○山内学校教育課長 一般質問で教育長からお答えした部分から少しだけご説明したいと思います。中学3年生1万人余り、高校生2万2,000人余りを対象として調査を実施しているところです。この中で、ほぼ毎日家庭で日常的に家事や家族の世話をしていると回答した割合が中学3年生で5.5%、高校生で5.3%でした。今後、この回答の分析にあたっては、家事やお世話をしている時間の多寡、生徒が感じているつらさの2点に注目しているところです。家庭で日常的に家事や世話をしていると答えた生徒の中で、特に3時間以上、家事やお世話をしていると答えた生徒が中高生ともに約6.5%です。また、精神的、時間的、身体的にいずれかのきつさを感じている中高生がいずれも約25%とのこと。これらの共通部分にいる生徒たちがどのような生活を送っているのか、まずは、統計的に明らかにしたいと考えています。分析結果は7月中旬に発表する予定です。

○亀甲委員 国も昨年の12月から調査し、結果が公表されました。県も7月中に実態調査の結果が発表されると聞いています。

ヤングケアラーについて、教育長も、相談が1件来ていると報道に載っていましたが、今回この調査の分析をされて、その後どのような支援体制を組んでいかれるのか、お聞

かせください。

○山内学校教育課長 今回の調査では、各生徒のアカウントが把握できています。つまり、メールをこちらから返すことができる状況です。先ほど申し上げたような観点で分析し、すぐに対応しなければならない生徒には、こちらからメールを発信することも考えています。併せて、この調査の結果は市町村、また、各学校へお伝えします。直接の声かけが適当ではないケースもあろうかと思いますので、そういったデリケートな点も踏まえながら、各学校での指導にこのデータを生かしていただくと、そのような取組を進めていきたいと考えています。

○亀甲委員 教育委員会としては、統計を取られて、すぐに対応しないといけないものは対応し、さらに市町村の教育委員会等へ連絡する対応になると思います。その中で、市町村との連携で、グーグルのアカウントで個別の状況が分かると思うのですが、どのように市町村と連携を取られるのか、お聞かせください。

○山内学校教育課長 市町村との連携につきましては、先ほど申し上げた、まず、データをお渡しする、ここがスタートになろうかと思います。ただ、お渡しする際に、各学校でどのような配慮をもって取り組んでいただくのか市町村と十分に協議しながら対応していきたいと思います。

また、メール相談窓口ですが、「young-mirai」と題し、そこにかかってきた相談についても市町村の教育委員会、市町村の福祉部局と連携を取りながら対応を進めていきたいと考えています。

○亀甲委員 県と市町村との連携のみならず、市町村における教育と福祉の連携が重要になると考えますが、どのように取り組まれますか。

○堀内こども家庭課長 県がまず取り組みたいこととして、児童福祉の相談・支援の窓口である市町村の子ども家庭総合支援拠点、要保護児童対策地域協議会の担当者をはじめ、ヤングケアラーと接する機会がある人を幅広く対象とした研修を実施します。さらには、ケアマネジャーや障害に関する相談支援専門員などに対して、課題把握のためのヒアリングや研修を実施し、今後、6月3日に立ち上げた庁内連携会議において、さらに議論を進め、効果的な連携方策を検討していきたいと考えています。

○亀甲委員 実態調査の結果、何が必要か把握することが大事になるかと思います。全体的に考えますと、早期発見・把握があり、次に支援策、これは国も言うように充実させていく。最後に、社会的認知度の向上をしていく。早期発見・把握に関しては、今回

の調査対象は中学校3年生と高校生と聞いていますが、私は、小学生も含めて、子どもたちが早くヤングケアラーについて知ることが大事なのではないかと思っています。今回のアンケート調査では、これがヤングケアラーに該当しますという絵を掲載していたと思います。小学生にもしっかりと、こういうことがヤングケアラーとなる、今まで自分が当たり前に行っていたことがヤングケアラーになるのだと知らせてあげることが、早期発見するための一つの方法だと思いますが、県としてどのように考えているか、お聞かせください。

○山内学校教育課長 今回の調査で、現時点の数字ですが、中学3年生で8.4%、高校生で11.8%の認知度です。国のプロジェクトチームが掲げる50%には大きく離れている現状であり、この認知度を上げることが課題であることは、ご指摘いただいたとおりです。特に今回、調査の対象となっていない中学1、2年生、さらには小学生にどのような周知を図り、認知を高めていくのかについて、今後、研究してまいりたいと考えています。

○亀甲委員 国の調査でも、ヤングケアラーについて知っているのが2割であり、8割は知らないとの結果が出ました。前に質問させていただいたように、例えば子どもたちと接する日本幼少年体育協会の方でも7割、8割が知らないとのこと。今、様々なところでヤングケアラーという言葉が出てきたので、知る機会が増えたかと思うのですが、学校の先生や福祉医療関係の方、市町村と連携して、認知度を高めることが一番大事かと思っています。

最後に、教育長はこのヤングケアラーの問題について、教育委員会としてどのように考えていかれるのでしょうか。

○吉田教育長 亀甲委員お述べのとおり、認知度を高め、子どもたちが自らそういう状況にあることを自覚することは、大事かと思っています。今後、いろいろな形で、教員がヤングケアラーについて語り、認知度を高めることになると思います。

教育委員会としては、目に見える形で支援、ケアをしたいと考えています。なぜ中学校3年生に調査したかといいますと、進学や進路に大きな影響があるのではないかと考えたためです。子どもたちが進路で悩む、高校進学で悩む、そういったことになるといけないので、学校支援課にいる奨学金担当者や入試担当が、高校へ進学する子どもたちを支援し、ヤングケアラーについて子どもたちに自覚させる取組をしています。来年度も調査しながら、中学3年生の進路について支援、ケアをしたいと思っています。

○亀甲委員　すごく良いことだと思います。僕が小学生の話を出したのは、子どもたちが早くヤングケアラーのことを知ることが大事であり、入試までに解決されない場合もあると考えたためです。できるだけ早く、自分や周りの大人が、これがヤングケアラーなのだと分かる体制をつくることを、要望とさせていただきます。

○吉田教育長　ヤングケアラーの子どもたちが不登校になる可能性は秘めています。不登校の兆候が現れたり、実際不登校になりかけたりすることに対しても、支援する必要があると思います。小学生のときから、そのような状況になることも考えられるので、支援していきたいと思います。

○亀甲委員　これから未来を生きていく子どもたちのために、大人が何をできるか、全力で考えていきたいと思います。どうかよろしくお願いします。

もう1点、アンケートに生理の貧困の質問もあったかと思いますが、アンケートをどのように活用する目的で、この質問をされたのかお聞かせください。

○稲葉保健体育課長　アンケートでは、22日時点で49人の生徒が支援を必要としていると回答しています。質問項目が、「経済的な理由などで生理用品を用意できずに困っていますか」という内容でした。経済的な理由やその他の理由で用意ができない生徒に、メールや、各学校の養護教諭等が話を聞くことによって、継続的な支援ができると思います。その辺りに注視しながら今後の対策を練っていきたいと思います。

○亀甲委員　コロナ禍になり、今まで見えなかったものが見えてきたと思います。生理の貧困も、今まで隠れていただけで、今、顕在化したのではないかと思います。

世界各国で今、生理の貧困が言われており、例えばイギリスでは2020年から国内の小学校、中学校、高校に生理用品を無償で提供されています。また、フランスやニュージーランド、韓国においても同様の動きになっていると聞いています。日本でも5人に1人の若者が金銭的な理由、又は金銭的な理由だけではなく、いろいろな理由で生理用品が買えない、また、本当なら替えないといけないのに、もう少し長く使うとか、トイレットペーパーを代用するとか、そういうことが実際にあるとのこと。アンケートには、保健室に行けばもらえると書いていたと思いますが、何校かだけ実際に生理用品を置いた実証調査の結果、すごく生徒は喜んでいる、金銭的に買えない方、忘れてくれと言えない方などが、すごく助かっているという調査結果がありました。毎日トイレに袋が置いてあり、生理用品を自由に使える状態にすると、毎日何個かなくなっており、後でアンケートを取ったら、すごく助かっている等の、いろいろなお話を聞かせていた

できました。

これは僕の一つの案として、県立高校の全ての学校とは言いませんけれども、もし調査するのであれば、生理用品の無償提供を伴う調査はできないでしょうか。

○稲葉保健体育課長 現在、県の施策ではございませんけれども、学校独自の形で生理用品を無償提供しながら、生徒たちの使用等について取り組んでいる学校もありますので、その辺りの状況を今後しっかりと分析し、参考にしながら考えていきたいと思えます。

○亀甲委員 言える子はいいののですが、言えない子もたくさんおられるのではないかと思いますので、そこをしっかりと考慮していただければと思います。今回この生理の貧困の話があったときに、僕の妻に、いろいろと聞かせてもらいました。学生時代の友達などに、いろいろな子がいたことも聞きました。今まで問題が見えていなかったものに、しっかりと目を向けていくことが大事だと思いますので、どうかよろしく願いを申し上げます。要望しておきます。

続きまして、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の件です。ファイザー社のワクチン接種が12歳以上からできるようになったと思います。大人でも同じですが、ワクチンを打つ、打たないで、差別やいじめにならないようにしなければならないと思っています。県として、どのように考えておられるか、お聞かせください。

○大橋人権・地域教育課長 生徒に対する新型コロナワクチンに関する差別防止については、令和3年6月22日付の文部科学省及び厚生労働省からの事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を生徒に対して集団で実施することについての考え方及び留意点等について」の中でも示されているところです。その中では、新型コロナワクチンの接種を受ける、または受けないことによって、差別やいじめなどが起こることのないよう、学校において留意すべきことが次のように示されています。ワクチンの接種は強制ではないこと、周囲にワクチンの接種を強制してはいけないこと、身体的な理由や様々な理由によって、ワクチンを接種することができない人や接種を望まない人もいること、また、その判断は尊重されるべきであることなどを生徒に指導し、保護者に対して理解を求めることとなっています。この事務連絡については、既に6月23日付で各市町村教育委員会及び県立学校に周知しているところですが、県教育委員会としては、新型コロナワクチンの接種を受ける、または受けないことによって差別、偏見、いじめなどは絶対に起こってはいけないと考えています。このため、ワクチンの接種に

関することや、差別やいじめについての相談窓口等を分かりやすくまとめたチラシの作成を現在始めているところです。今後、そのチラシを夏休みに入る前に各市町村教育委員会及び各県立学校に配付することとし、各学校での指導等に活用していただくように周知していきたいと考えています。

○亀甲委員 昨年も保護者向け、子ども向けにチラシを作っていたかと思います。今年も同様に、いじめ、差別がないように啓発していくことが大事かと思います。昨年よりさらに、子どもたちに分かりやすいようにしてあげてほしいと思います。12歳だったら、中学生にもなりますので、報道を見て、いろいろな情報は持っているとは思いますが、全て正確な情報であるとは限りません。正確な情報を子どもたちに示してあげたい、また、それに関わる保護者、周りの教員も含めて示してあげてほしいと思いますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

それと、ヤングケアラーで一つだけ、言うのを忘れていたのですが、周知の方法で、広報誌とか、県民にも知っていただくことも一つの方法かと思いますので、もしよければ検討していただきたいと思います。よろしくお願ひします。

次に、児童相談所のケースワーカーのことについて、仕事が過多になっているのではないかと前の文教くらし委員会でも質問させていただいたのですが、ケースワーカーの現状や、体制はどうなっているのか、教えていただければと思います。

○堀内こども家庭課長 亀甲委員お述べのとおり、児童福祉司は、子どもの命を守る重圧に加えて、保護者への難しい対応に迫られるなど、業務負担が大きいと認識しています。このため、児童福祉司の負担軽減を図るために、上司が職員の勤務状況や業務処理状況を把握した上で、個別面談を行い、悩みを聞き、アドバイスするなど、精神的な負担の軽減に努めています。また、経験が豊富で部下の教育・指導を担っているスーパーバイザー職員が中心になって、経験の浅い職員に対し、実践的な研修を定期的を実施するとともに、実際のケース対応には先輩ケースワーカーがつき、2人1組で対応するなど、業務に必要な知識やスキルの習得・継承を効果的に行えるOJTによる指導に力を入れているところです。

○亀甲委員 僕の知り合いに聞くと、ケースワーカーの負担が非常に大きく、1人、2人の相手ではなく、奈良県なら50人か60人ぐらいの人数を担当しているとのこと。その中で、希望を持ってお役に立てるとケースワーカーになった方たちが、精神的に辛くなり、辞めたという話も、よく聞いています。

ケースワーカーが、弁護士や警察など、法的な対応、暴力への対応などについて相談しながら対応することができる体制を確保してあげてほしいと思います。また、必ずしもケースワーカーが全ての保護者に対応する必要はないと思っています。これは要望ですが、少しでもDVをなくそう、虐待をなくそうとしてくれている人が、働きやすい環境で、適切に判断できるよう心身ともに健康で業務に従事できる体制づくりに取り組んでいただきたいと思います。

最後に、文化財の保存と活用については、地域活性化の点で観光とも密着すると思っています。その中で、文化についての理解を深める機会の拡大が必要と思っています。コロナ後のインバウンドで、これは観光部局とも連携が必要だと思うのですが、文化的な活用の観点から、国内外の文化についての理解を深めていく取組をしていかないといけないと思います。どのように県として取り組まれるか、お聞かせください。

○中川文化資源活用課長 亀甲委員ご指摘のとおり、今後海外からの来訪者の方が本県の文化財や文化遺産を訪れていただいた際、外国語での解説文の表記がなかったり、不十分であるために十分その魅力が伝わりにくかったりする課題があると認識しています。県としては、そのような課題に対応するため、文化施設の展示説明の多言語化について、順次実施していく予定です。併せまして、歴史文化資源のより一層の活用のため、市町村などとも連携し、VRやAR、仮想現実や拡張現実といったデジタル技術なども活用して、先進的な表現手法の導入にも取り組んでいきたいと考えています。

○亀甲委員 奈良県の魅力として、文化は大切な部分だと思います。今後、コロナ後に海外の人、国内外の人がここにどういう価値があるのか、これはどういうものなのか知っていただくことが大事と思っています。そう考えると、多言語化が重要で、いろいろな国の方が来て、文化財を知っていただく、その魅力を感じていただくことが、大事かと思っています。

その手段の一つとして、例えばオメガコードというものがあります。オフラインで使えるコードなのですが、Wi-Fi環境がなくても使えますし、Wi-Fi環境をつくらなくてもよいのです。そういうものも活用しながら、多言語化に取り組んでいただきたいと思います。どうかよろしくお願いを申し上げます。

○乾委員 1点だけ、質問したいと思います。通告していなかったのですが、分かる範囲で答えていただけたらと思います。

スポーツ振興課で、奈良マラソンについて聞きたいことがあります。12月12日に

開催されると聞いていますが、今まではフルマラソン、10キロメートル、3キロメートルのコースでされていましたが、今年は8,000人でフルマラソンのみ行うと聞いています。どのようなコロナ対策を取っていかれるのか、お聞きしたいと思います。

○木村スポーツ振興課長 今年の奈良マラソンについては、今、乾委員が述べられたとおり、コロナ対策、これをいかに徹底するかが一番重要だと思います。そのために、まず一つとしまして、できるだけ人数を少なくする観点から、例年、フルマラソンにつきましては、1万2,000人を定員としておりましたが、今年に限っては8,000人とさせていただきたいと思っています。それと、スタート地点も、前後左右、1メートル間隔を取ってもらって、順番にスタートする形に変えています。また、給水ポイントですけれども、これまでコップにお水を入れてお渡していたものを、ここも工夫が必要と考えておまして、ペットボトルで配布するとともに、飲食につきましては、全て中止する形で開催したいと思います。

○乾委員 よく分かりました。その中で参加料が1万円から1万6,000円になったと聞いていますが、なぜそこまで値上がりするのか、また、新型コロナウイルス感染症が収まって、通常開催となれば、また1万円に戻るのか、教えていただけますか。

○木村スポーツ振興課長 今年の値上げについては、先ほど申しましたように、人数を1万2,000人から8,000人とさせてもらいました。ただし、人数は少なくなるのですけれども、大会運営に係る経費、特に警備、安全面につきましては、人数が少なくなっても、減るものではありません。そういう関係もあって、参加料を上げざるを得ないことから、上げさせてもらいました。これは他府県でのマラソン大会も大体同じような状況で、人数が半分になり、参加料が倍となる大会が増えてきています。来年以降については、これまでどおり通常開催できるようになれば、参加費も元どおり1万円とさせてもらいたいと考えています。

○乾委員 よく分かりました。また新型コロナウイルス感染症で大変なことにならないように、間隔を取って、1メートル空けて8,000人なら、どれだけの長さになるのか、想像もつきませんが、頑張ってください。

○尾崎委員長 ほかにございませんか。

なければこれをもちまして質問を終わります。

次に、委員長報告についてであります。正副委員長に一任願えますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

一言ご挨拶を申し上げます。

この構成による委員会は、特別な事情がない限り、本日が最後になるかと思えます。昨年7月に正副委員長就任以来、委員各位並びに理事者の皆様には大変ご協力いただきまして、ありがとうございました。

簡単ではありますが、正副委員長のお礼のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

それでは、これもちまして本日の委員会を終わります。